

よくわかる

詳細版
(あらし)

中退共済制度

CHU 小企業 退 TAI 職金 共 KYO 済制度

新規加入ならなんと1年間最高6万円

国が掛金の一部を助成

管理カンタン、手間いらず

納付状況、
試算額もお知らせ
過去勤務も転職も通算可能

退職金は国の制度を上手く活用！
退職金準備の新常識

ホテルもレジャーもお得に
便利な提携施設の
割引サービス



助かります、魅力の非課税

しっかり受けよう、税法上の特典

詳しくは中面へ▶

GO!



初めて聞くけど、中小企業退職金共済制度って何？

中退共制度とは

中小企業の退職金を国がサポートします

中小企業退職金共済制度(略称：中退共制度)は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。

中小・零細企業において単独では退職金制度をもつことが困難である実情を考慮して、中小企業者の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。

この制度の運営については、中小企業退職金共済法に基づき設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共)が当たっています。



退職金は重要です!

うちの会社も中退共法に加入して20年。定年を迎えた社員に、中退共の制度で退職していただくような退職金を支給出来ています。

意欲・生産性の向上に

人材の安定確保に

制度化で
信頼関係を
醸成に基いた制度

中退共法に加入している事が
社により安心。
関係が保たれます。

企業から社員に安心して
雇用し続けられるように
退職金制度を確立し、



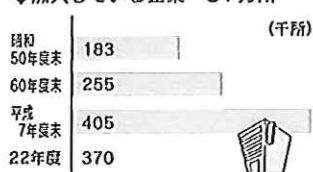
退職後の安定に
安心して働ける職場に

10人程の会社ですが、中退共法に加入
しているので定年まで安心して
働けるようになります。

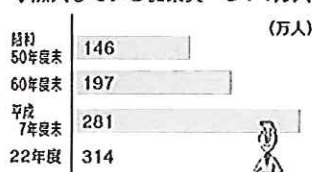
安心 確実 有利 な中退共制度への加入者数は、314万人です。

平成22年11月現在

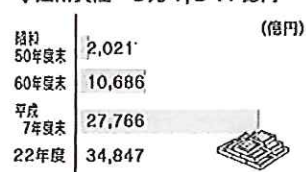
◆加入している企業…37万所



◆加入している従業員…314万人



◆運用資産…3兆4,847億円



- 1

有利な国の掛金助成 ➡ P5

新しく中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。

- 2

簡単な管理 ➡ P3

従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

- 3

掛金は非課税

掛金(過去勤務掛金を含む)は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

(注)資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

- 4

掛金月額の選択 ➡ P5

掛金月額は、従業員ごとに16種類から選択できます。また、掛金月額は加入後いつでも変更できます。

- 5

短時間労働者の特典 ➡ P5

短時間労働者の方には、一般の従業員より低い特例掛金月額も用意しています。また、新規加入助成に上乘せがあります。

- 6

掛金の一括納付(前納) ➡ P9

- 7

通算制度でまとまった退職金 ➡ P6

- 8

退職金は直接従業員へ ➡ P8

- 9

福利厚生に利用出来る提携サービス

加入企業の特典として、機関・中退共と提携しているホテル、レジャー施設等を割引料金で利用できます。従業員の福利厚生に役立ちます。



適格退職年金制度からの移行先です

移行期限の平成24年3月31日までに資格移換の完了が必要です！！

また、移行の手続きには半年程かかる場合もありますので、

お早めの手続きをお勧めいたします！！詳しくは、適格年金移行課へお問合せください。

自治体による補助制度

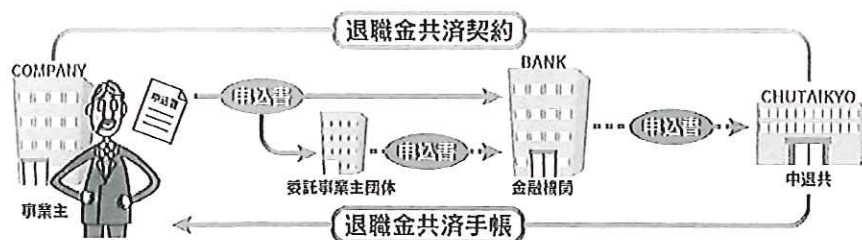
国からの助成のほかに、独自に掛金補助を実施している自治体があります。 ➡ P13



事業主と機構・中退共が契約を結べば、あとは退職者に直接支払い。 制度のしくみ

申込

事業主が雇用する従業員を対象に、機構・中退共と「退職金共済契約」を結びます。



- 「新規申込書」を金融機関または委託事業主団体※に提出します。※委託事業主団体⇒P4参照
- 「契約成立日」は、提出先の受付日となります。
- 従業員ごとの「退職金共済手帳」(1人につき3枚綴り)を、後日送付します。

掛金

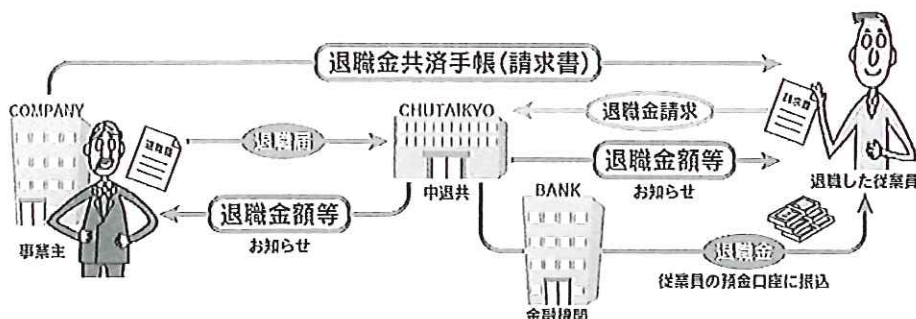
毎月の掛金は全額事業主負担とし、金融機関に納付します。



- 掛金は、従業員ごとの「契約成立日」の属する月分から「退職日」の属する月分までを納付します。
- 毎月の掛金(加入従業員の総額)は、事業主が指定した金融機関の預金口座から、毎月18日(当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に振り替えますので、その前日までに預金口座にご用意ください。
- 加入従業員ごとの「納付状況」「退職金試算額」を、年1回事業主にお知らせします。

退職

退職した従業員の請求に基づき、機構・中退共から退職金が直接支払われます。



- 機構・中退共は、事業主からの「退職届」により、退職した従業員の掛金振替を中止します。
- 従業員の「退職日」は、事業主と従業員の雇用契約が終了する日です。
- 事業主は、退職した従業員に「退職金共済手帳(請求書)」を渡します。
- 退職した従業員は、「請求書」を機構・中退共に送付します。機構・中退共は、「請求書」に基づいて、退職した従業員の前金口座に退職金を振り込みます。
- 「退職金額」等を事業主および従業員に振り込み前にお知らせします。

加入できる企業

加入できる企業は、業種によって異なります。常用従業員数または資本金・出資金のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。

一般業種(製造・建設業等)	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 300人以下 または 資本金・出資金 3億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 1億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下	常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下

常用従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度または特定退職金共済制度に退職金相当額を引き継ぐことができます。

加入させる従業員

従業員[※]は原則として全員加入させてください。

ただし、次の条件にあてはまる従業員は加入させなくてもよいことになっています。

※従業員とは、事業主との間に使用従属関係があり、かつ、賃金の支払いを受けている者をいいます。

- ①期間を定めて雇われている者
- ②試みの雇用期間中の者
- ③休職期間中の者
- ④定年などで短期間内に退職することが明らかな者

○事業主および小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。

○法人企業の役員は加入できません。ただし役員であっても、兼務役員等従業員として賃金を受けている場合は加入できます。



○当機構が運営する「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」(参考を参照)との企業の重複加入はできませんが、同一の従業員の重複加入はできません。

※社会福祉協議会等退職手当共済法では、社会福祉協議会等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共済制度と重複して加入できないこととされています。

加入申込先▶金融機関：銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・商工中金

委託事業主団体：労働保険事務組合・中小企業団体中央会・商工会議所・商工会・青色申告会・労働基準協会・全国乗用自動車連合会・社会保険労務士会・中小企業勤労者福祉サービスセンター・日本税理士協同組合連合会・TKC企業共済会 等

関係行政機関▶厚生労働省労働基準局勤労者生活課・都道府県労働福祉主管課・都道府県労働局

協力会社▶生命保険会社(五十音順)：住友生命・第一生命・大同生命・太陽生命・日本生命・富国生命・明治安田生命

参考

当機構には、一般従業員を対象とした中退共済制度のほか、建設業・清酒製造業・林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象とした特定業種退職金共済制度があります。詳しくはパンフレットをご覧ください。パンフレットのご請求は、下記の当機構各事業本部へお問い合わせください。

【パンフレットのご請求先】

建設業退職金共済事業本部 TEL(03)5400-4316

清酒製造業退職金共済事業本部 TEL(03)5400-4350

林業退職金共済事業本部 TEL(03)5400-4334

当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
共済相談室 TEL(050)5541-7171
URL <http://www.smrj.go.jp/>



加入条件

条件を満たしている中小企業であれば加入できます。 ※加入条件は業種により異なります。



掛金月額

年齢、勤続年数に応じて掛金を選べます。国の助成で事業主の負担も軽く。

掛金月額の選択

掛金月額は、次の種類から従業員ごとに選択できます。

掛金月額 (66歳以下)			
5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

特例掛金月額 (66歳以上)
2,000円 3,000円 4,000円

掛金月額は増額・減額変更できます。(→P9参照)

次のどちらかの場合は、減額変更ができます。

- ①従業員が同意した場合
- ②厚生労働大臣が認めた場合

掛金は全額事業主が負担します。いかなる場合でも、従業員に負担させることはできません。

短時間労働者[※]は、16種類の掛金月額の他に、3種類の特例掛金月額も選択できます。



短時間労働者を加入させる場合、申込時に「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」のいずれかの写しが必要です。添付がないと、特例掛金月額への申込みや変更は認められません。

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。

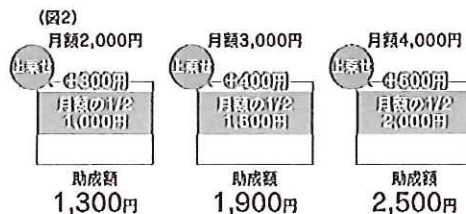
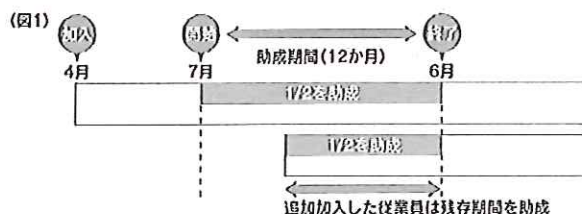
掛金月額の助成

助成期間中は、掛金月額から助成額を控除した額を納付していただきます。

新規加入助成

(注) 遺族退職年金制度からの移行、および社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主は、助成の対象になりません。

新しく中途共済制度に加入する事業主に対して、加入後4か月目から1年間、国が助成します(図1)。助成期間中は、加入している従業員の掛金月額の1/2(従業員ごと上限5,000円)を助成します。また、短時間労働者の特例掛金月額は、掛金月額の1/2にさらに上乗せして助成します(図2)。

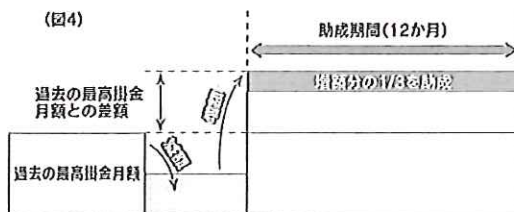
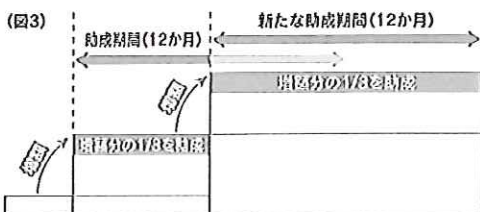


月額変更助成

(注) 20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。

掛金月額を増額変更する事業主に対して、増額する月から1年間、国が助成します。18,000円以下の掛金月額を増額変更する場合は、増額分(増額前[※]と増額後の掛金月額の差額)の1/3を国が助成します。ただし、過去に20,000円以上の掛金月額を納付したことがある場合は、助成の対象になりません。なお、月額変更助成期間中に再度、増額変更する場合には、前の「月額変更助成」は中止され、新しい「月額変更助成」が対象となります(図3)。

※増額前の掛金月額とは、過去に納付した最も高かった掛金月額です(図4)。



新規加入助成期間中に増額変更する場合は、「新規加入助成」と「月額変更助成」の両方が対象になります。



同居の親族のみを雇用する事業主は、「新規加入助成」および掛金の増額の際に適用される「月額変更助成」の対象にはなりません。



通算制度

制度をうまく利用すれば、まとまった退職金も受けとれます。

過去勤務期間の通算

新しく中退共制度に加入する企業に限り、従業員の勤務期間に応じた退職金が支給できるように、加入前の勤務期間分についても掛金を納付することができる通算制度があります。

- ① 過去勤務 企業での採用日から中退共制度の「契約成立日」の前日までの継続して雇用された期間(体験期間等は除くこと期間がでます。)が対象です。1年単位(端数月切り捨て)で、10年を限度とします。
- ② 過去勤務 新規契約申込時の「掛金月額」と同額以下で、前ページの掛金月額の中から従業員ごとに選択できます。短時通算月額 間労働者に限り、特例掛金月額も選択できます。(注)契約成立後の変更はできません。

$$\text{③ 過去勤務掛金月額} = \text{② 過去勤務通算月額} \times \text{① 過去勤務期間に応じた下表の掛金率} \times \text{厚生労働大臣の定める率}$$

(注)「過去勤務掛金月額」に対する掛金助成はありません。また、「過去勤務掛金月額」は給付終了時まで変更されません。

過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
納付期間	12か月	24か月	36か月	48か月	60か月(5年以上は60か月で納付)					
掛金率	1.01	1.02	1.03	1.04	1.05	1.27	1.49	1.71	1.93	2.16

※③の「過去勤務掛金月額」算定に使用する厚生労働大臣の定める率については、運用収入の状況により毎年度変更されます。また、上記表の掛金率は法令の改正により変更されます。

④ 掛金月額6,000円で加入した従業員の加入前の勤務期間が3年11か月の場合

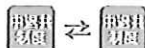
- ① 過去勤務期間は3年となります。
- ② 過去勤務通算月額は6,000円もしくは5,000円となります。
- ③ 納付期間は36か月(3年)となります。
- ④ 過去勤務通算月額6,000円を選択した場合、過去勤務掛金月額は
6,000円 × 【掛金率： $\frac{6,000}{5,000} \times 1.03$ 】 1.03 = 6,180円 となります。
- ⑤ 納付期間内の毎月の納付額は、申込時の掛金月額と過去勤務掛金月額を合わせた額となります。



- 適格退職年金制度から資産移換のある従業員は過去勤務期間の通算はできません。
- 小規模企業共済制度に加入していた期間は通算できません。
- 納付期間終了前に退職した場合、過去勤務期間の通算はされません。しかし、納付月数が11か月以下の場合でも過去勤務掛金の納付額相当は退職金としてお支払いします。

転職した場合の通算

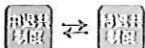
退職金は一般にその企業限りのものですが、従業員の転職時にすでに積み立てられた退職金を引き継ぐことが可能な通算制度があります。



中退共制度間の移動

「中退共制度加入企業」から他の「中退共制度加入企業」に転職した従業員が、前の企業での退職金を請求をせずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、前の企業での掛金納付実績をそのまま新しい企業の契約に通算することができます。

- 要件
- ① 掛金が12か月以上納付されていること
 - ② 前の企業を退職してから2年以内に申し出ること



中退共制度と特退共制度間の移動

同一企業内で職種変更等に伴って、中退共制度と特退共制度(特定業種退職金共済制度→P4参照)間を移動した場合、通算することができます。また、「中退共制度加入企業」と「特退共制度加入企業」間を転職した従業員が、前の企業での退職金を請求をせずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、移動前の制度における掛金納付月額を通算することができます。

- 要件
- ① 前の企業を退職してから2年以内に申し出ること
 - ② 退職した事由を厚生労働大臣が認定したとき



中退共制度と特退金制度間の移動

※商工会議所・商工会などの団体が運営する「特定退職金共済制度」を指します。

「中退共制度加入企業」と「特退金制度加入企業」間を転職した従業員が、前の企業での退職金を請求せずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、機構・中退共と特退金団体との間で、退職金相当額の引渡しおよび受入れを行うことができます。

- 要件
- ① 機構・中退共と特退金団体との間に退職金引渡契約を結んでいること
 - ② 前の企業を退職してから2年以内に申し出ること